事業者の方へ

消費税のインボイス制度

令和３年10月1日
登録申請受付開始！

令和５年10月１日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax（イータックス）をご利用ください！！

- ☑ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※ 「登録通知」には、令和５年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120－205－553（無料）
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）の「**インボイス制度特設サイト**」をご覧ください。

特設サイトへ

国税庁　法人番号 7000012050002

2021.7

「インボイス制度」ってナニ？

■ 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

■ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）等が必要となります。

（※） 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

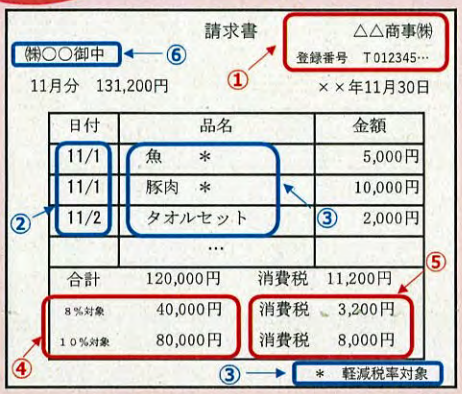

① **適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号**
② **取引年月日**
③ **取引内容（軽減税率の対象品目である旨）**
④ **税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率**
⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**
⑥ **書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称**

登録申請書の郵送による提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

・適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
・適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
・適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

インボイス登録センターの管轄等については、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」内の「申請手続」の「郵送による登録申請手続」をご覧ください。

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。
また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時	定　員	費　用
説明会サイトに掲載（随時掲載） ※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。 ➡ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm	各回100名 （先着順）	無料 （通信費用は実費となります。）

説明会サイトへ

事業者の方へ

国税庁

消費税の 令和3年10月1日 インボイス制度 登録申請受付開始!!

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です！

登録申請手続は、e-Tax（イータックス）をご利用ください!!

- 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）の「**インボイス制度特設サイト**」をご覧ください。

インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】**0120 - 205 - 553**（無料）

【受付時間】**9:00～17:00**（土日祝除く）

消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

＼登録を予定されている方／

もう始まってます！

多くの事業者の方が登録申請をされてます！

早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに！

- **令和５年10月１日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。**
- **インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。**
- **登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。**

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！

個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）　（令和３年12月）

インボイス制度が始まったらどう変わるの？

インボイス制度説明会
申込受付中！

その疑問にお答えします！

オンライン説明会を開催中!

職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！

全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に関する情報

説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧いただけます。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度特設サイト

インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイスコールセンター　電話番号　0120 - 205 - 553（無料）
受付時間　9:00 ～17:00（土日祝除く）

国税庁（法人番号 7000012050002）　（令和３年12月）